

## 第1章

# 金利指標改革・概念FWなど 強制適用・早期適用可能な 基準の概要と留意点

有限責任 監査法人 三宮 朋広  
公認会計士

## はじめに

【この章のエッセンス】  
●2020年度から強制適用されるものとして、「金利指標改革（IFRS9号、IAS39号およびIFRS7号の改訂）」、「重要性がある」の定義（IAS1号およびIAS8号の改訂）、「事業の定義（IFRS3号の改訂）」等がある。  
●早期適用が可能なものとして、「COVID-19に関連する賃料減免（IFRS16号の改訂）」、「金利指標改革—フェーズ2（IFRS9号、IAS39号、IFRS7号、IFRS4号およびIFRS16号の改訂）」等がある。

本章では、2020年12月期から強制適用されるIFRS<sup>(1)</sup>（基準書）および早期適用可能な基準の概要ならびに留意点について説明する。2020年12月期に強制適用される基準書等は、「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下、「概念フレームワーク」という）のように概念的に重要な項目が多くなっている。一方で、早期適用可能な基準書には、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大や制度対応に対応して実務上の便法を与える形で改訂されているものがあるため、2020年12月期決算においてもあらかじめ確認しておきたい（図表1および図表2参

照）。無期限に発効日が延期された「投資者とその関連会社またはジョイント・ベンチャーとの間の資産の売却または抛却（IFRS10号およびIAS28号の改訂）」は依然として早期適用は可能であるが、本稿では説明を割愛する。  
なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

(1) IFRS® Standards

（図表1） 2020年12月期に強制適用される基準書

基準書等	公表日
金利指標改革（IFRS9号、IAS39号およびIFRS7号の改訂）	2019年9月26日
「重要性がある」の定義（IAS1号およびIAS8号の改訂）	2018年10月31日
事業の定義（IFRS3号の改訂）	2018年10月22日
財務報告に関する概念フレームワーク	2018年3月29日

（出所） 基準書等から筆者が要約

（図表2） 2020年12月期に早期適用可能な基準書

基準書	公表日	発効日（当該日以後開始事業年度）
COVID-19に関連する賃料減免（IFRS16号の改訂）	2020年5月28日	2020年6月1日
「金利指標改革—フェーズ2（IFRS9号、IAS39号、IFRS7号、IFRS4号およびIFRS16号の改訂）」	2020年8月27日	2021年1月1日
不利な契約—契約履行のコスト（IAS37号の改訂）	2020年5月14日	2022年1月1日
有形固定資産：意図した使用の前の収入（IAS16号の改訂）	2020年5月14日	2022年1月1日
概念フレームワークへの参照（IFRS3号の改訂）	2020年5月14日	2022年1月1日
「IFRSの年次改善」（2018年—2020年サイクル）	2020年5月14日	2022年1月1日
IFRS17号「保険契約」	2017年5月18日/ 2020年6月25日追加改訂	2023年1月1日
負債の流動または非流動への分類（IAS1号の改訂）	2020年1月23日 <sup>(注1)</sup>	2023年1月1日

（注1） 2020年7月に、発効日を2023年1月1日以後開始する事業年度とする見直しが行われている。

（注2） 上表の他、「投資者とその関連会社またはジョイント・ベンチャーとの間の資産の売却または抛却（IFRS10号およびIAS28号の改訂）」（無期限に発効日が延期）についても早期適用することができる。

（出所） 基準書から筆者が要約